

第38回 佐用町議会(臨時)会議録 (第1日)

平成22年11月29日(月曜日)

出席議員 (17名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志		
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	石 黒 永 剛	14番	山 田 弘 治
	15番	西 岡 正	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ 彥	18番	矢 内 作 夫
欠席議員 (1名)	6番	松 尾 文 雄		
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	大久保 八郎	書 記	尾崎 基彦
説明のため出席 した者の職氏名 (4名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	復興担当理事	山 田 聖 一	総 務 課 長	坪 内 頼 男
	欠 席 者 (名)			
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第1．会議録署名議員の指名

日程第2．会期決定の件

日程第3．議案第90号 佐用町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

午前09時28分 開会

議長（矢内作夫君） それじゃあ、皆さん、おはようございます。開会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに第38回佐用町議会臨時会が招集されましたところ、議員各位には早朝よりお揃いでご参集を賜り、誠にありがとうございます。

さて、今期臨時会に付議されました案件は、条例改正が1件でございます。

何卒、議員各位には、ご精励を賜り、これら案件につきまして慎重なるご審議をいただき、適切妥当なる結論が得られますようお願いをいたしまして、開会のあいさつとさせていただきます。

では、町長、お願いします。

町長（庵途典章君） 改めまして、おはようございます。今朝は本当に冷え込みまして、朝方、雪がちらついておりました。本当にあの、11月もですね、明日1日ということで、いよいよ寒い季節、冬がやってきたなという感じがいたします。

昨日一昨日の休日、11月最後の土日ということで、まあ、いろいろな催しが町内各地で行われたわけですが、昨日、日曜日朝方ですね、消防の南光支団、このあの、再編に伴います消防車両、新消防車両のですね、安全祈願祭を行わせていただきまして、まあ、4台が今年度事業として完成をいたしまして、それぞれ新しく編成しました分団にですね、まあ、これまで軽車両だったんですけれども、普通車両による新しい装備の消防ポンプ車を配備をさせていただきました。これから、来年度の事業として、後3台、これから、また来年度、配備をする予定になっております。まだ、南光支団につきましては、合併以前から再編の話し合いがあったわけですが、合併後、いろいろと地区とも、また、消防支団とも話を、協議を行いまして、一応、ようやくまあ、その話が全て完了できて、これまで17分団3機動ありました消防分団がですね、7分団3機動ということで、約半分になったということになります。まあ、新しい、消防車両。大きな、これまで軽車両でしたから、非常にちょっと危険性もあったんですけれども、普通のまあ、車による消防車両で、そのための各地区の消防ポンプ庫もですね、新しく、それぞれ全て、なりまして、これでまあ、だいたい町内の分団の再編、まあ、佐用町の方にも以前しておりましたけれど、更に今年、新たな分団再編ということも行っておりますけれども、やはり消防団の団員数がですね、なかなか確保できないと。まあ、普段からの維持管理がですね、非常にまあ、皆さん、負担になっているというなかでですね、機動力を維持しながら、再編を行って、分団の団員の負担も軽減をしていこうということでの再編でございました。まあ、ご報告をさせていただきます。

それから、明日、いよいよ12月になって、まあ、師走になるんで、恒例の警察と消防署によるですね、年末の警戒の発隊式が行われますけれども、その前にですね、25日、住宅火災がございまして、25日の夕方、下石井の峠という所があるんですけれども、そこで住宅が、火災が発生いたしまして、炎上、ほとんど全焼をしております。まあ、類焼はありませんでしたし、2人の、夫婦2人の家庭でしたけれども、ケガとかそういうこともな

かったんですけれども、これから、寒くなって参ります。まあ、火災の季節ということでもありますし、年末です。まあ、明日から、そういう警戒も、特別警戒も行われるということですが、平穩にですね、何とかまあ、今年、12月が終わって、新しい年が迎えられればいいなというふうに思っております。

以上、あの、ああ、それと、今日の臨時議会でございますけれども、今年の人事院勧告に基づきます給与改定の条例の改定、1件を付議させていただいておりますので、どうぞ、よろしくお願いを申し上げます。

これで、ごあいさつに代えさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、ありがとうございました。

ここで1件、報告をしておきます。6番議席の松尾議員から病氣入院治療のためということで、欠席届が出ております。受理をしておりますので、報告をしておきます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第38回佐用町議会臨時会を開会をいたします。

なお、今期定例会のため、地方自治法第121条の規定により、出席を求めたものは、町長、副町長、復興担当理事、総務課長であります。

これより、本日の会議を開きます。

ただちに日程に入ります。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（矢内作夫君） 日程第1は、会議録署名議員の指名でございます。

会議録署名議員は、会議規則第114条の規定によりまして議長より指名いたします。

7番、井上洋文君。8番、笹田鈴香君。以上の両君をお願いをいたします

日程第2．会期決定の件

議長（矢内作夫君） 続いて、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。会期は、本日11月29日の1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） ご異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付しております。ご熟読のことと思っておりますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

日程第 3 . 議案第 90 号 佐用町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 3、議案第 90 号、佐用町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、提案の理由の説明をさせていただきます。

国家公務員の給与につきましては、8 月 10 日に出された人事院勧告の内容どおり給与法が改正されることとなり、本町においても、これに準拠した給与改定を実施するため、関係条例の改正を行うものでございます。

主な内容といたしましては、給料表の改正による給料月額引き下げ、期末・勤勉手当の支給割合引き下げ、当分の間 55 歳を超える職員の給料等支給額の一定率減額などとなっております。

給料につきましては、平均で 0.1 パーセントの給料月額引き下げを行い、期末手当につきましては、本年度 12 月期の支給割合を 1.5 カ月分から 1.35 カ月分に、勤勉手当については、同じく 0.7 カ月分から 0.65 カ月分に、合わせて年間 0.2 カ月分の引き下げを実施いたします。

55 歳を超える行政職 6 級職員の支給額の一定率減額は、今回、新たに取られた措置であり、対象となる職員の給料、管理職手当、期末・勤勉手当について、本来の支給額から 1.5 パーセントを減ずるものでございます。

また、昨年度改正を見送りました持ち家に係る住居手当につきましては、本町の住宅事情等に配慮しつつも、兵庫県や近隣市町の状況に鑑み、3,500 円から 2,500 円への引き下げを行うことといたしました。

なお、この改定に合わせて、議会議員の皆様及び町長以下常勤の特別職につきましても、期末手当の支給割合引き下げを実施することとし、本年度については、12 月期の支給割合を 0.2 カ月分引き下げる内容で、条例改正の提案をさせていただきます。

ご承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ある方ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬ糸君） 3 点についてお尋ねしたいと思います。

まず、1 点目は、この今回の条例提案 1 件なんですけれども、この条例の提案の仕方について、一括の上程については、議員として正しい態度が取れません。反映されないという問題があるということで、昨年度同じ議案に対しても指摘したところなんですけれども、各条例ごとに提出するべきではないかという点です。

最近の神戸新聞で、新温泉町では、少なくとも職員の給与条例と特別職の分は、分けて提案が行われている具体例もありますので、この点、1 点目お伺いします。

それと、2つ目は、管理職手当の定額化なんですけれども、県下では全て行われているのかどうか。

3つ目が、住居手当の減額がされたわけなんですけれども、近隣町に合わせてということで、近隣町の状態として、全ての自治体で、このような状況になっているのかどうか、具体的にお答えいただきたいと思います。

議長（矢内作夫君） はい、それでは、3点について。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 総務課長。

総務課長（坪内頼男君） ええっと、まずあの、今回の、3点ご質問ですけども、管理職手当につきましては、規則ですので、今回の改定の内容の中には、入っておりません。

で、まず1点目の一括条例という条例の提案の方式ですけども、確かに議員報酬、特別職の常勤の職員の給与、職員給与、3本の条例を1本の条例で提案させていただいてます。まあ、これについての、その提案の背景というんですか、趣旨ですけども、人勧の内容につきましては、改定につきましては、共通の、元々は人勧という中での改定ですので、共通の内容であることと合わせて、議員の皆さんも説明させていただき、職員の組合にも理解を得て、そういった共通の中で理解を得られていると。で、合わせて、今まで、これまでも同様の条例改正の方式を取らせていただいております。

で、新温泉町につきましては、新聞で見ると、議員の給与改正については、条例を提案されなかったということ、実態あります。まあ、総務課としては、これまでの、その条例の方式の方式で、まあ、人勧につきましては、共通の理解が得られるという前提で、一括条例方式をまあ、させていただくという基本的な考えは持っておりますけども、もし、その提案された条例の中で、双方、新温泉町のような事態が想定されるとか、まあ、そういうふうなことがあれば、まあ、議会事務局の中で、調整していただいた上で、それぞれ別々の上程もやぶさかではないというふうに考えております。で、基本は、一括条例提案という形でさせてもらってます。今回の条例につきましても、そういう考え方で、上程をさせていただいてます。

後、管理職手当については、先ほど申しましたように、規則ですので。

後、その給与改定につきましては、どの町内、県下、

〔副長長「住居手当」と呼ぶ〕

総務課長（坪内頼男君） えっ、あっ、住居手当ですか。

はい、住居手当、ええ、住居手当の実状ですけども、今回の改正をしているところ、まあ、前回の人勧に基づいて改正しているところ等の実態の、12町の結果の今の状況ですけども、3,500円の持ち家住居手当、3,500円のところが3町です。それから2,500円、今のところは7町。それから1,600円のところが1町。廃止したところが1町と。そういう実態です。

議長（矢内作夫君） はい、説明よろしいか。

総務課長（坪内頼男君） よろしいですか。

議長（矢内作夫君） 平岡議員は、よろしいね。

17番（平岡きぬ糸君） はい。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島議員。

16番（鍋島裕文君） まああの、1つは、今、平岡議員の関係で、提案の問題は、昨年度もね、それから、私だけじゃなくて、石堂議員の方からも、やっぱり分けて提案すべきだと。条例が違うからということだね、そうすることが、正確な議会の意思が反映できるんだという指摘をした経過があるから、やっぱり、昨年度の経過をね、考慮されてないというふうに指摘せざるを得ないというふうに思います。

それで、あの、これは人勧による共通のもので、議会や組合に同意を取ったものだというので、だから、一括提案だという説明だったんですが、ちょっと、その、組合との関係でね、これは、私だけではなくて、他の議員にも、いわゆる現業評議会の方から要請文が来ているわけですけども、合意を取れたということにはなっていないんじゃないかというような指摘なんですよね。例の規則を条例化すべきでないということで、条件をつけているのに、そのことを無視してね、この人勧の提案をやったというような説明をされておるわけですけども、それからすれば、議会に当局は、組合の合意を取ったと言っているけども、果たしてそうなのかなというふうに、思わざるを得ない。要は、十分な話し合いをされていないという内容で、要請文に書いてあります。事実は、どちらなんですか。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） はい。組合の、現業の、その、主張と言うんですか、どういう形で、議員の皆さんの方に届いているのか、私、ちょっと認識してないんですけども、まあ、経過から申し上げますと、職員組合は、町の職員組合としては、3団体あります。町の一般職の町職員組合と、それから現業の評議会。現業職の組合の現業評議会。それと、臨時的任用職員の組合として、ひまわり労組というのがあります。今回の条例の提案は、全ての組合員に関係する給与改定ですので、それぞれの3団体と、組合と協議の場を持たせていただきました。

で、町職員組合につきましては、11月の11日に、そういった場を持たせていただいて、お互い理解し合う中で、組合用語で言いますと、まあ、妥結と言うんですか、合意と言うんですか、そういう理解を得ております。

で、ひまわり労組につきましても、11月8日に交渉させていただいて、人勧に基づく給与改正は、合意するという中で、理解を得ています。

で、現業評議会ですけども、現業評議会が、議員の皆さんに、何か要請書を出しているということ、今日、お聞きしたんですけども、現業評議会とも11月の10日に、6時からですけども、交渉をさせていただきました。で、その中で、今回の人勧の内容等も説明させていただき、その人勧の内容に基づく改正ということについて理解を得ています。その中では、議会にも、こういった条例改正という形で、提案するということについても理

解を得て、妥結ということをしていただきました。

ところが、現業評議会が、それから、10日ほど経ってですけども、11月の20何日かだと思んですけども、再度、交渉申し出ということで、言われました。で、その中で、言われた経過が、元々まあ、人勤につきまして、人勤の内容の改定につきましては理解するけども、条例での改正は、これについては反対だと。まあ、規則に戻さない限りは、同意できないというような話をされました。

まあ、総務課としては、この11月の10日の交渉の内容は、まあ妥結と。合意という理解を確認をさせていただいてますので、それに基づいて、今回、議会にも、条例改正ということで、送致もさせていただき、手続きも済んでおります。で、後からまあ、そういったことで、その、内容は認めるけども、条例での改正は認めないというような主張を、11月の24日だったと思んですけども、そういう形で言われた。そういう経緯はありますけども、基本的には、現業職につきましても、その、今回の人勤に基づく給与改正については、理解を得ていると。妥結しているというように、私、あの、町の方は、考えております。

以上です。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） まあ、経過自体は、そういった経過というふうに、かもしれないんですけども、一応ね、議員の方に来ている要請書はね、つまりその、11月10日の協議というのは、事前折衝だったと。で、それから本格折衝ということになるうとしていたのに、条例化問題はね、一切もう応じないということで、人勤だけ出すというようなことで、一方的に、当局が、そういう態度取ってね、提案しているというような内容なんですね。これは、どちらが事実が分かりません。この要請文、どちらが事実が分かりませんが、ただ1つ言えることはね、これは少なくとも意思疎通が十分でないというふうに思いますね。お互いに納得してないわけですから。そのあたりのことは、ひとつどうなのかというふうに思っておりますので、このあたりをただしてください。いや、もう、この場では、ただしようがないんだから。現業評議会ですね。

で、それで、伺いたいんですけども、確かに、今年の3月に現業労務職、技能労務職の給料表をね、規則から条例化したという改正がありました。それで、議会の立場からすれば、一般的に言ってね、給料表を条例化するということは、その透明性を高めたり、町民のね、関心が届くということで、議会からすれば、これはむしろ結構だという側面があるんですね。しかし、よく分からないんですけど、その、地方公労法ですか、公労法とか、地方公営企業法、こういう法によればね、これは、規則で定めるというのが、法の解釈なんだという主張らしいんですね。だから今、ここで法の議論なんかやってもじゃあないんですけども、1つ、それで確認したいのは、町の取ったというのは、取った対応というのは、兵庫県下の中でね、佐用町だけが、こういう条例化したということをしたのかという点ですね。そういうことになれば、これちょっと問題があるなというふうに思うわけですけども、全県下で佐用町だけが、こういう措置を取っているのか。そうであれば、これは再度ね、やっぱり、規則に戻して現業労働者との、そういった協定ですね、町長と協定を作っているみたいですけども、そういう協定での話し合いをすべきじゃないかというふうに思うんで、全県下で佐用だけかということと、条例を、もう1回撤回して戻して、話し合いをしていくというようなことをする必要はあるんじゃないかというふうに思うんですけども、

いかがでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 全県下の情勢は把握してませんけども、西播磨の、12町の状況は佐用町だけです。しかし、県下で言うと、その、市職、市というのは、たいていのところが、条例化されております。

議長（矢内作夫君） 条例を戻す気は、あるか、ないか。

〔鍋島君「だから、戻して（聴取不能）」と呼ぶ〕

総務課長（坪内頼男君） これにつきましては、組合の主張、それから町の主張、まあ、組合の方から労働委員会の方に調停が申し込まれております。で、その調停も、今、3回調停が経過しているんですけども、これからまあ、それぞれ和解案とか、いろんな形での調停に入っているんですけども、町としては、そういった労働委員会に付託している案件でもありますし、その労働委員会の、その仲裁裁定と言うんですか、それに基づいた中で、今後検討していくというのが、正しい姿勢ではないかと思っております。はい。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本議員。

10番（山本幹雄君） 西播で12町で、佐用町だけなのに、何で、佐用町だけしたわけ。これ何か、僕もよう分からんのだけど、これは、協議してするようになったわけだ。それを、あえて条例化するのは、本来とは違うっていうふうなことを、ちょっと、ある人が、同じように言うて来たわけや。ほんで、あの、はっきり言うて、うちの家に来たことのない人。見たことは、ないことはないわな。見たことはないことはないけど、うちの家に来たことのない人だったんや。で、そんなんが、あれ、わざわざ、うちの家まで訪ねて来て渡すで、俺、何のことかなと思ひなり、しながら、説明聞きよったんだけど、相当、そういう意味では、ちょっとご立腹なのかなという気はしたわけです。

で、普段、しょっちゅう、僕、言うたら悪いけど、多分、12年議員やっとうけど、喋ったことなかった者じゃないかなと思うんです。だから、うちの家来たって、探しながら来たと思う。

ということは、どういうことなかなというふうに思うわけ。職員に対しても、いろんなことを丁寧にしながらいかなあかんし、町民に対してもそうなんだけど、自分らが、こうやろう思うたら、こうするんやという態度は、私は、ちょっと、いろんな意味で、いかなものなかなという気がするわけです。

で、こういうことは、いいことか、悪いことか分からんし、条例化してもうたは、責任、僕らにもあるわけで、ああそうか、悪いことしたんかなと思うたりしているんだけど、ただ、12町で、他の市は、どうか知らんけど、佐用町だけが、そういう形でやる。ほな、

ここで協議して納得しと言いながらでも、条例化してしもという形の中で、11月の24日か、に再度か、で、したんは、11月の初めか、10日に1回したんかな。で、その時に、ほんまにこう、協議して理解しておるのか、自分らが言うて理解してもらたと思うんのか、これどうなんかなという気がするわけよ。

例えば、去年の慰霊祭でもそう。ねっ。総務課長は、理解してもらたと。で、僕ら理解してもらおうたんだろうと思うたから、説明受けた時に、ええがな、ええがな言うから、こっちで聞いてみたら、全然、遺族の人が怒っておったいうて。ええ、どういうことかいなと。やで、説明を求めたら、いや、遺族の人は、理解してもらてましたと。こっちと向こうとは、話が違う。こういう進め方しよったら、いろんところで問題が生じる。じゃないかと思うんや。

ここは、強引にやりゃええかも分からん。職員だから。けど、進め方は、ちょっといろんところで考えないといかん問題が、僕は、これとは直接関係ないけども、もう1個、奥の方でも問題抱えておるようなことを、いろん意味で聞いてみりゃ、強引に進めすぎよん違うかなと思う。

だから、この12町でしてないのに、佐用町だけ、何で、本来協議するということになっていることをしたわけなのか、ちょっともういっぺん説明、そこらへんお願いしたい。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） はい、条例化をしたというのは、鍋島議員も指摘されましたように、やっぱり民意を問うと。議会の議員の皆さんの意見を問うと。民意を問うという、それがもう、主たる目的で、それ以外にはありません。

で、組合との関係ですけども、確かに、現業職というのは、前にも説明したかもしれませんが、現業職というのは、一般行政職とは、事務職とは違う法律の適用を受けると。そういう実態もあります。で、特に、民間の労働者の皆さんと同じような形の要素もあります。と言うのは、身分とか賃金とか、そういうものを交渉し、協議して、そして協約化して、それを反映するという部分があります。でも、その部分については、町の姿勢につきましても、この条例化をしたとしても、その交渉とか協議、そういう事前協議については、もう、きっちりしていくということを、これはもう、基本は変わりません。

その部分で、組合の方の主張と、若干まあ、意見は食い違っているところは、その条例化をすると、その、条例の効力の方が、その協約よりも、まあ優先するというんですか、協約をしても、条例で、議会の提案で、それが改正されるとか、そういうこともあり得るという危惧をしているわけですけども、それにつきましても、佐用町のような、この現業職の職場の実態。勤務状況も、そういった三交替制とか、そういうような職場もありません。そういう中では、ほとんど一般行政職の、事務職の職員と同じような勤務形態、勤務労働条件、給与、そういうもので、過去も推移してますし、これから先も、そういった実態があります。

そういう中で、冒頭にお話したように、条例化というのは、やっぱり、そういう全て原資は税金です。税ですので、議会に問うという姿勢を、これからは持つべきだという、そういう中で条例化をさせていただいてます。その条例化に、上程する、改正、条例化していくという過程において、若干の、その、説明不足、双方の理解を得るような時間不足、そういうものがあつたのではないかということで、今、労働委員会の方に、不当労働行為という形で、組合の方は、調停を投げかけられておりますので、そういうところも踏ま

えて、労働委員会の方の、その裁定言うんですか、それに基づいて、組合とも、これから誠実に、今までと同じように誠実に対応は、させていただこうと、そういうふうに考えております。はい。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本議員。

10 番(山本幹雄君) 反対するわけではないんです。これは、よう理解してもらわないと。反対はしないけども、ただ今、言うように、これ言いよったように税金なんで、議会のあれをどうのって言うたけども、これ例えば、3団体とも、じゃあ、元々税金なわけや。お金が出るのはな。そうだろ。だから、それだったら、最初から全部、国の方の法律で1つにしておいたらええわけやな。わざわざ、民間と同じような待遇いう形で、分けとうわけだろ。この現業職は。今、そういうふうに説明したやんか。分けとんやな。だから、そういうふうに、何か、僕ら、ちょっとまあ、勉強不足で、よう分からんところがあっても、こういう形で、分けておったということであるなら、それは、それできちっとした対応しないと、ほんまに、そういう説明も、僕ら、条例化する時に、受けたか受けてないか言うたら、受けてないと思うんやな。そこらへんも、きちっと説明した上で、進めていかへんと、後で問題が起こり、後で問題が起こり、それで、後で処理し、後で処理し、そういう進め方ばかりいうのは、ほんまに、僕らも大変だろうし、執行機関の方も大変やと思うから、もうちょっと進める上に、きちっと説明して、後で問題が起きないようにだけしとけへんと、僕、いつでも言うけど、説明求められた時に、説明できるようにだけしといて欲しいと、よう言うけど、そういうふうに、きちっと説明した中で進めていかないと、後で言われた時に、ああ、そうだったん、ああ、そうだったん、もう決めてもたがなでは、本来、通らん話やしな。だから、そこらへんだけ、もうやっぱり、もうちょっと、慎重に、ことは進めてもらいたいし、後から、こういう不平不満が、議員のところに戻ってくるようなことのないようにだけは、お願いしたいと思います。はい。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔西岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、西岡議員。

15 番(西岡 正君) 先ほどの、いろんな話が、今、出ておりますが、私の所へも、27日に、職員の方が、2人みえまして、仕事だったもんで、詳しい説明は受けてないんですが、その方の言われるのには、いつも、その言う、何の相談もなしに進められているんだということを主張されました。で、そんなことないだろうと。過日も、そのことは、総務課長の方から、労使の関係の中での話は、きちりできているということを聞いていると。ただ、その労使の中で、いろんな交渉については、お互いに、すんなりいくということは、非常に少ない。これは、もう、どこの組合も一緒だと、私は、思っているんです。けど、お互いの言い分が、100パーセント通らなくても、ある程度、方向で定まった形の中で、われわれの議会へ提案していただいていると、私は、今まで信じてきたわけで

す。ですから、そのことは、町労使関係の中で、決定したことの提案ですから、それを審議していた。

しかしながら、この文書を見てみると、われわれが、いかも、法律を、間違っただけのものを提案したものを、われわれが可決したという、こういうような書き方、書いているんですね。で、これ、3月の分ですよ。

で、それから、何の協議も行われないうまま、議会の条例ということになっているので、そういう状況が事実であれば、われわれ議会も非常に責任が重いと、このように思うわけですけれども、まあ、お互いに主張というのは、食い違うものでありますけれども、これも一方的に書かれたものですから、100パーセント、その本当なのかどうかということも、私は、分かりませんけれども、まあ、いずれにしても、この佐用町という町を進めていく上においては、当然、その、町長をはじめ、町の幹部の皆さん方も当然であります、職員の皆さん方、大変偉い目あっていただいている。そういう状況の中で、成り立っておりますわけですから、今まで、私は、今も信じておりますけれども、労使関係の中で、きちりと話されたものを、われわれに提案されて決めてきたんだということでないで、ちょっとおかしくなりますんでね、そのことだけは、十分ね、頭の中に置いて、気をつけていただいて、私は、何も、その、町の言い分を100パーセント通せとか、労働組合の分を100パーセント通せじゃないんです。お互いに、そんないろんな、モヤモヤしたものがあって、本当に、きちりした仕事ができるんかというのが、まず一番、僕は、基本的に考えた方がいいと思うんです。ですから、そういうことのないように、今後十分ね、注意して欲しいと思います。

われわれが、1回1回、その労使関係がうまくいっているのか、どの内容がどうなんやという話を毎回、毎回するものではないと。あくまでも、上げてきたことは、労使関係の中で、話がきちりできたものを上げて来ているんだということに信じてますので、今後とも、そのように考えますので、よろしくお願ひしたいと思います。要りません、質疑は。ああ、答弁要りません。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、新田議員。

〔西岡君「ちょっとだけ、ごめんなさい。すいません」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい。

15番（西岡 正君） このやつが、抵触しているか、してないかだけ、ちょっとだけ。抵触していると、このね、ちょっと読みますよ。

議長（矢内作夫君） ちょっと、新田議員待っておってね。

15番（西岡 正君） 3月末にね、今言った、規則を条例化したんは、現業労働関係法及び地方公営企業法に抵触するとのいう形の中で強く求めたと。間違っているんじゃないかと、法が間違っているんじゃないかということを出したけれども、条例を強行に可決させたということを書かれてあるわけですよ。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 法律に抵触しているということはありません。市、神戸市とか姫路市とか、明石とか、そういうところは全て、その、条例化されておりますので、法律そのものに抵触していると。この条例、現業職の給料表が条例に規定されているということは、法的に違法ということはありません。はい。

〔西岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい。

15 番（西岡 正君） まあ、非常にね、財政の厳しい中でありますので、最終的に、町長も将来を見据えた上での話し合いの中であろうかと思うんですけれども、そういう様な状況の中で、われわれも、毎回、この人勧に沿って、必ずしも、その人勧というのは、国家公務員でありますので、それを必ず 100 パーセント正しいとは、私らも思ってません。それを基準にした、状況であるのが、一番望ましいであろうと。社会状況から見て。今の佐用町が、1 回 1 回ね、今の社会情勢見て、職員の給料どうしましょうというて決めるよりも、大きな広い立場から、国家公務員という形の中で、決められたことに準ずるのが、一番正しいだろうという形の中で、われわれも、今までは、それに沿ってきたわけありますので、今も、それは、間違いではないと思っているんで、そういうことだけ、ひとつお願いしておきます。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、新田議員。

2 番（新田俊一君） 今まで、これ、皆さんが、いろいろとこう、話しされているんですけども、僕これ読んでも、まだこれ、はっきり分からないような状況で、おどおどしているわけなんですけれども、先ほど、町長の方から、この職員組合ですか、これが全部理解得られれば、もう順番に、議会の方の報酬ですか、期末手当ですか、これも 2 パーセントほど下げるといふ、そういうふうに話しされたんですかね。ちょっと、ええがい聞こえなかったんですけど。ちょっと、お聞きしたいんです。

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） いや、説明の中でありますように、議会議員なり特別職のにつきましては、その月額報酬じゃなくて、この期末手当について、この人勧の改正等に合わせ、同じように、年間 0.2 カ月分を減額をするということを提案をさせていただいております。はい。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、新田君。

2 番（新田俊一君） まあ、僕は、まだ議会のこと、よく分からんのですけど、報酬を上げる時には、大変な苦勞をして、やいやい、やいやい言うてこう、まあ上げてもらて、反対や賛成や言うて、あっちやこっちで酷いこと言われるんですけども、期末手当なんか下げるんだったら、簡単に文書来て、こんな、人勧こうなんやから、はい、0.2 ぽっと下げますよって言うて、職員組合の方には、もう早、11 月の 10 日前後から、いろんな交渉があったと。決まったから、もうお前ら、もう 0.2、駄目ですよという、もう下げますよと言うんじゃなしに、やはり、どなたかおっしゃっておったとおり、もうちょっと、そのへんのとこね、そういう人事院勧告が、来ておればいいんで、僕ら、なにもこれ、この間、いつだったかな、ちょっと、町長から、ちょっと、そんな話聞いたぐらいなことで、ほとんど内容的なこと、分からないわけなんですよね。それで、今日まあ、この臨時議会の、この資料もろた時に、ああ今度、これも、ちょっと下げるんかなと思ったりしとんだけど、この議会のとこ下げると、どこに書いておるんか、ちょっと僕、よう探さんのですけども、やっぱり、あの、そうやなしに、そういう状況がある場合には、職員組合に話せるぐらいの時に、議会の方にも、ちょっと、こういうことが今、提案されておる。こういうふうにしていきたいというふうな状況の場を作っていただくというわけにはいかないんですか、どうですか。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） あの、説明が、足らなかった部分があるかもしれませんが、この議員さんの期末手当についても減額という形になりますということにつきましては、11 月の 18 日の全員協議会の中でも、職員の給与のこの改正に合わせて、ご説明をし、ご理解をお願いしますという形で、報告はさせていただいてます。

で、後、この本条の条例の議員さんの一部改正、議員さんの期末手当等に係る分につきましては、4 条と 5 条で議員さんの分を規定させていただいてます。はい。

議長（矢内作夫君） 新田議員よろしいか。よろしいね。

2 番（新田俊一君） はい。

〔山田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、次、山田議員。

14 番（山田弘治君） 今回、私とこは、いつだったかな、まあまあ、私の自治集落の方から出て行っておる子が持って来てくれたんやけども、今回、こういう形で、各議員に、文書を、職員、現業職の方が、持って配って回るということについては、非常にまあ危機感を持たれた中で、そういうことをされておるんじゃないかと思うんです。

で、まあ、この協議会、評議会の方とも、2 回こう、接触を、交渉をされておるわけですが、まあ、おそらく、当局の方の捉え方と、現業職の方が、それぞれ違っておったというような感じじゃないかと思うんです。

で、私、これを認める、認めんじやなしに、まあ、しっかりと、西岡議員が言われるように 100 パーセントお互いが納得するいう形では、まとまるということはないと思いますけ

ども、やはりあの、きちっとした、話し合いを持たれた上で、やはり議会の方に出していただきたい。われわれは、そういうことを前提にこう、しておりますので、今後、そういうこともあると思います。これからもね。しっかりと話し合いをされて、その上で、出していただきたいということをお願いしておきます。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） はい、これからも、しっかりと話し合いをさせていただこうと思います。

ただ、あの、事実として聞いていただきたいんですけども、その第1回目。2回の交渉という形で、させていただいてますけども、第1回目の交渉は、現業評議会ということで、佐用町の現業評議会の役員。評議会委員長いうんですか3役と、私達総務課の人事課で対応して、副長も入っていただいて交渉しました。その時には、きちりと、組合用語で言えば妥結と。合意というものを、合意形成をされました。

で、2回目にした時には、その現業評議会、佐用町の現業評議会と合わせて、自治労、自治労の播磨ブロックの、そういった執行委員が、まあ、委任を受けているんでしょうけども、その場に入って交渉しました。その中では、前回のやつを、前回の、その交渉については、予備交渉だというような、乱暴なことを皮切りに始めました。予備交渉ということは、そういう中で、そういう位置付けされたことですけども、私達は、組合と交渉する時には、まず文書できちりと、どういう、出席者も含め、どういう内容を交渉するか、そういう文書で取っております。で、それに基づいて、実際に、交渉日を設定して、そこで交渉したのが、1回目の交渉です。そういった経過を踏まえて、今回、上程させていただいているんですけども、それは事実として、お伝えしておきます。

ただまあ、そういうことも、自治労とか、上部団体、そういうものも、今後は、きちりと、私達も頭に入れて、交渉というものは、すべきだというように、認識しております。以上です。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂議員。

1番（石堂 基君） この条例改正案の本旨、人勤に伴うこの改正ですね。特に、金額、率の上げ下げ等について、本旨たるところに、反対する立場での質問ではないんですけども、今ずっと、各議員の方からも出てましたけども、現業職の方から出ている要請文。これの内容等について、再度確認をさせていただきたいんですが、私、3月に、この条例改正が出た時に申し上げました。その内容等については、詳しくは申し上げませんが、本来、町が取るべき形ではないだろうと。

で、先ほどまあ、総務課長の説明にもありましたけれども、県下では、多くの市で既に条例化をされていると、この事実はあると思うんです。ただまあ、町においては、兵庫県下では、1町も、この現業職の給料表を条例化しているところはないというふうに、私は、思っております。

で、それは、ないというのは、なぜかと言うと、当然のことながら、まああの、この要請文の中にも書いてありますし、当局の方も組合交渉の中で、まあ、その、組合側の意向として聞いていると思いますけども、当然、現在の、現下法の中では、現業職ですね、については、地方公営企業労働法、これを準用して規則に定めなさいと。給料表は、というふうになっている。これを、当然のことながら遵守していると。更に言えば、この間、その各町職員の給料の基本を定めておいた兵庫県の町村会準則。これにも、現在、その条例化しなさいというようなことは書いていません。当然のことながら、規則に定めなさいというふうになっていると思います。それを遵守して、各町ともやってきたはずなんです。

更に言えば、その準則を、例えこう、上回る内容についても、県の、あるいは、県の振興課ですね、こちらにお伺いを立てて、この取り扱いについては、どうですかというふうなことをされていると思います。

で、現状の説明の中では、これは、組合側の説明なんですけれども、県の振興課においても、それは妥当ではないだろうと。条例化は。条例に、給料表に載せるのは、現業職の給料表に載せるのは妥当ではないだろうというふうな判断が下っているはずなんです。にもかかわらず、3月の段階で、これを条例化、あえてされた。で、その時に、最終、総務課長の答弁だったと思いますけども、組合と合意が取れた後に、運用を行うという説明だったと思います。で、それから以降の、結局、組合側の申し入れ、あるいはその、県の労働委員会に対する申し立て、このあたりの詳細については、定かではないんですけども、とにかく、この今回の条例提案に際して、先の連絡会で提案説明を受けた時に、確認をさせていただいた内容では、組合との合意は既に取れていますと。まあ、この間、総務課長が、ずっと答弁に使われている言葉ですけども、ところが、実態、蓋を開けて見ると、当然のことながら、その現業職の給料表の規則化、ああ、条例化ですね、給料表の条例化、これについては、更にこう、争いが続いている、こういう状況があるというのを、直近になって、知ったわけですけども、これまでのこう、僕らが、説明を受けていた認識と大きく違うというのは、これは何か意図的に、そういうふうな説明をされていたのかというのが1点と。

本当に、順調に、労使の間で話し合いを終えて、今回、条例改正に挙げてますよというふうに、私は、先の議員連絡会までは、認識をしておったんですけども、実態は違うということですね。

あの、首をかき上げてあってんで、分かりやすく言えば、この現業職の組合の方から、この要請文を受けるまで、まあ、各議員さんも、さっきおっしゃられたように、当然、組合側とは、順調に3月以降も、協議、合意を得て、で、もう条例化することについては、合意を得ているんやというふうに認識しておったんですけども、そうじゃない。なかったと。で、その、兵庫県の労働委員会にまで、不当労働行為として、救済申し立てしてあるというのは、これは尋常じゃない話なんですよね。当然、そういうことは、この議案の事前説明の中にあって良かったんじゃないかなと。まあ、意図的に、そういうふうな説明も省かれておったのかなという気はするんですけども、そのあたりを、再度確認したいのと。

それとその、もう一度、3月の段階に遡って恐縮なんですけども、なぜ、兵庫県下の町が1町もやっていない、この現業職の給料表の条例化、で、先ほどの説明では、当然のことながら、住民に対して、職員の人件費の透明化を図るというふうなことが、もうそれしか目的がないんやというふうに言われるんですけども、当然、予算としてね、総枠計上でされてて、その人件費についての透明性というのは、十分図れているわけで、更に言えば、従来、規則に載った表と、条例に載った表というのは、全く同じもので、何ら、新しい工夫というようなものが、あるわけじゃないんで、何も効果がないのに、あえてその、何か

踏み込んで、条例に載せるというのは、これは、何かの、担当者の取り違えか何かから、事が始まっているのかなという、実は、思いがあるんです。ちょっと、そのあたりの2点、ちょっと、すごく長くなりましたけれども、お願いします。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まず、最初の3月に条例化した点について、私もまあ、この条例化について、職員の方から、こういうふうにしていく必要があるということで、まあ、それに対するの許可をしたんですけれども、その説明ではね、やはりもう、特に、今までの、そういうその、現業職の、については、規則ということで、一般職の条例とは違ってきている。このこと自体が、これは、本来おかしいと。というのは、それはその、現業職の組合から言えば、そういう条例、議会で決められることではなくてですね、町長と、労使の交渉によって決められることなんだと。しかし、実際の取り扱いとして、現業職であろうが、一般職であっても、町としても、何らもう、その、そういう取り扱いについて、特別に、交渉の中で、全て、例えば、プラスになる分と、マイナスになるものがあるわけですが、その不利益な扱いをしているわけでもありませんし、同じように、同等に扱ってきておりますから、やはり、それは、そのために、情勢としても、県下でも、市の方では、ほとんどが、もう、そういう条例化もされて、透明化を図られていると。もうこれは、透明化を図るということが、もう第1点。

それと、その、この今、12町ということになりましたけれども、これまで、それまでにはですね、石堂議員も、十分ご存知のように、町村会準則ということで、だいたい町村会の中で、そういう問題について、だいたいまあ、その準則というものを作って、それに基づいて、給与の改定、いろんな労働条件の改定なんかやってきておりました。しかし、12町になってですね、この町村会準則というものが、もうこれを、こういう形で取り決めていくのは、もうできないと。で、個々の組合での交渉によって、これで決めていくということになったわけです。ですから、もう、町村会準則というのは、今現在、存在しません。ですから、まあ、そういう中でね、佐用町としても、今後の方向として、何ら、今、言われるように、職員において、全くの不利益の問題がないという中であれば、これは条例化によって、同じように取り扱っていくことが、これの方が、正しい方向なんだろうということで、条例化について、職員側の方からの、その提案について、私は、許可をしたという経過がございます。

以上です。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂議員。

1番（石堂 基君） あの、条例改正の第1の発端が、規則で定められていることがおかしいということなんですけれども、3月の時に、総務課長に確認をさせていただいたかどうか、定かじゃないんで、再度確認をさせていただきますけれども、結局、その、現業職の労働関係というのは、まあ、公務員法の適用除外ということで、先ほどから申し上げておるとおり、地方公営企業法の、地方公営企業関係法に適用を準用、暫くの間、準用するというふうになっています。

で、この地公労法では、現業職の賃金は、種類と基準を条例、まあ、いわゆる1級、2級とかというこの部分までね、で、給料法については、規則で定めるといふふうに規定をされておるんですけども、そのことは、承知をされておって、おかしいという、そういう担当課の方の判断なんですか。ということは、それをおかしいということは、結局、その、今現在、現業職の給与ですね、これを、これについて、準用することになっている、地公労法、このことがおかしいというふうな判断につながると思うんですけども、そのあたりの見解を、総務課長、教えてください。

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 公営企業法も、その条例で、その給与の種類等については、決める、規定するという文言はありますけれども、規則で給料表を、規則で定めると、そういう縛りはないと思います。そういうものは、ないという中での条例化です。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂議員。

1番（石堂 基君） あの当然のことながら、法令事務の中で、その他のことについては、規則で定めるといふふうになっている。そのその他の中に、当然、給料表も入りますよね。これは、一般職の給料表なんかの規定も同じようになっていますから、一般職の給料表を条例で定めるといふふうには、なっていないと思うんです。だから、その、理屈どうこうじゃないんですよ。要はその、従来から、県下の各町が、先ほど、町長の指摘で、私も、知ったんですけども、今現在、準則がないというのは、ちょっと現場を離れて長いもので、認識がなかったんですけども、少なくともその、合併まで、市町村数が減るまでは、県下の労使間の交渉のトップであった、県の町村会交渉、これに基づいて、準則を定めておった。その中で、当然、先ほど申し上げましたように、地公労法なんかも、遵守した形で、現業職の給料表については、規則で定めましょうねというふうにやっておったやつを、いや、もう、その法律がおかしいんやというふうなことを、手のひらを返したようにやる。時期は、いつかは来るかなとは、思うんですけども、ただ、それをするにしても、当然、当該の職員団体として、職員団体と、十分な交渉、合意を得た上でね、やるべきものであって、で、そのことについては、私、3月にご指摘をさせていただいて、当然、その後に合意なりが取れているものというふうに理解しておったにもかかわらず、県の労働委員会に不当労働行為として、救済申し立てがされていると。尋常じゃない状況の中で、更に今回、人勧の給与改定に伴って、この給与表を同じように改正をすると。で、本旨から言えば、当然のことながら、その、人勧の給与改定ですから賛成する立場でもありますし、理解もします。

ただ、その、組合とのね、やっぱり、その揉め事というのは、他の議員さんも多く指摘されたところですけども、より少なくしていかないと、更に言えば、今後、そのまあ、労働基本権の関係で、スト権も、また、公務員労働者の方に戻って来ようとしています。その時にね、本当に職員側と、真摯にこう、話す姿勢なり、慣習を、今、作らないと、やはり今後の労使関係の大きな支障になってこようかと思うんです。

まあ、そのあたりも含めて、今後、この問題について、県の労働委員会に、預けているというような言い方じゃなしにね、もう少し主体的に、町の方が、その当該労働団体と、労働組合とね、どういうふうにやっていくのか、そのあたり、町長なり総務課長、答弁い

ただけますか。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） はい、石堂議員が言われるように、今後、その組合との、その、いろんな、このことだけじゃなしに、これから先のことも含めて、きっちりとした話し合い、協議、そういうものは、そういう姿勢で対応していこうと。いくことには変わりがないと思っています。

ただ、労働委員会に、ただ預けてしまっていると、そういう意味でお話しているわけじゃなしに、双方の主張がまあ、法律的に、あるいは佐用町の、その組合と、町とのあり方。そういうものを含めて、この労働委員会の中に、双方が主張して、そこで第三者の機関の、その、調停というんですか、そういう判断を求めているものです。だから、そういうものを、やっぱり受け止めながら、受け止めながら、また、その結果に基づいて、これから先も、組合とも、きっちり話し合いをして協議して進めていくと。そういうのが当然のことであって、ただもう、預けようから、何も、それに、知りませんという、そういうものではないと思っています。それで、ここの、この人勤の協定、協議にしましても、そういう姿勢で対応しておりますので、今後も、その姿勢は、通していきたいというように思っています。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

はい、他に。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡議員。

17番（平岡きぬ糸君） 今回の職員の給与とボーナスの引き下げの影響について、1人当たりどれぐらい年間で減収になるのかという点をお伺いしたいんですけど、まあ、そのできれば一般職、それから、臨時職のとかいう分け方で、回答いただければありがたいんですけど。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 今回の人勤の中身ですけども、給料表、給料表が、まず0.1ですけども、平均0.1変わるという点と、それから、55歳を超える職員、要は、高年齢の職員については、減額措置をされているという部分。

それと、これはもう一律ですけども、賞与については0.2カ月減額していると、そういう要素があります。

まず、給与の影響額ですけども、それぞれの、その影響額というのが、この12月以降の給与に反映する分と、4月からの適用じゃないですけども、調整によって影響を受ける部分。まあ、いろいろと、ややこしい部分がありますので、年間、年間ということは、23

年度、当初の予算から、23年度に全て適用するとすると、1年間でどれぐらいの影響があるかということで、ご説明させていただきたいと思います。

給与ですけれども、職員の給与につきましては、年間で350万です。1人あたりに平均しますと9,700円ぐらいです。

〔平岡君「9,700円、そんなに少ないん」と呼ぶ〕

総務課長（坪内頼男君） 給与ね。零コマ、要は間差額というのが、200円から、多いもので500円ぐらいだったと思います。350万が給与です。

それと期末勤勉。別々で言いますと、期末手当が2,365万。勤勉手当が673万、で、これらを給与と、それから期末勤勉合わせると、年間の影響額というのは、3,590万。3,590万です。1人あたりにすると、平均9万9,745円。今の給与で、9万9,745円の減額という状況です。

それぐらいでよろしいですか。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島議員。

16番（鍋島裕文君） まあ、年間10万円という減額ですけれども、ちょっと確認したいのはね、議員協議会でもやったんだけど、結局、今度の改正で、4月に遡るという問題ですね。確かにあの、遡及の問題、いわゆる不利になる内容は遡らないという不利益、不遡及の原則というのがあるんですけども、それについて、当局はね、これは不遡及じゃないんだと。調整措置だというふうに見解を持っておるんだけど、しかし、実態としてはね、一旦払った給料を、この12月のボーナスで遡って減額するというわけですから、実態としては、これはもう、どんな言葉を借りようとも、不遡及の原則に反するということが言えるんじゃないかと。実態としてですよ。その見解を伺いたい。

それから、55歳、6級55歳以上の問題では、この改定に、新たに加えて、1.5パーセントの減額というふうにするということだけれども、仮に、この4月から11月分についてですね、この12月のボーナスで、この6級55歳以上の該当者はね、12月のボーナスで、どのくらい減額されるのか。そのことを試算されていたら、もう試算言うたって、もう出すわけですけれども、明らかにしていただきたい。

それから、もう1点は、この55歳の問題については、いわゆる地方公務員と言うのは、職務給の原則というのがありますね。職務と責任に応じて給料を決めるというのが、これは地方公務員法の原則ですけれども、55歳という年齢でね、そういった給与を決めるというのは、これは、職務給原則に反するんじゃないかな。この3点をお願いいたします。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） まず1点目ですけれども、鍋島議員も、よくご理解されて、質問をあげてされているんだと思うんですけども、遡及のことですけれども、これは、国家公務員

の法改正もそうですし、勿論、県の条例もそうですし、全て同じ、調整という形で改正されてます。法律上、禁止されている不利益な遡及、これについては、法律上の解釈としては抵触しないと。その禁止項目に該当しないと。そういう中で、国家公務員法も県条例も調整という形で、現実的には、4月に遡って、給与の間差額を12月の期末手当で差し引くというような内容ですけども、法律的には、遡及違反じゃなしに、調整ということ。まあ、私の方から説明できるとしたら、もうそこまで、後は、国のレベルの話です。

それと、2点目の1.5パーセントカット。55歳を超える職員の。これで計算して、まあ全て、平均は、これは出してないんですけども、55歳を超える職員の年間の影響額。期末勤勉も含めると、20万を超えると。21、2万が平均だと思います。1.5パーセントカットにかかる分については、月額6,000円代ということです。

それと、

〔鍋島君「職務給」と呼ぶ〕

総務課長（坪内頼男君） 職務給については、これはまあ、この1.5パーセントカット、55歳を超える、その職員の一律と言うよりも、給料表自体に、位置付けられてますので、職務給との関係と言うんですか、そういう中での給与反映というものは、この1.5パーセント、55歳を超える分という分との関係と言うんですか、は、説明がつかないものだと思います。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。他に、ありませんね。
はい、他にはないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。
これから、討論を行います。まず、原案に反対討論の方ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡きぬ糸君。

17番（平岡きぬ糸君） 議案90号、佐用町職員の給与に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。
本議案は、本来的に、性格が異なるものであり、審議上問題があると昨年も指摘しましたけれど、昨年の提案と同じく一括したものになっており問題です。
今年県下では、条例を分けて上程された自治体があります。本町も上程のあり方を見直し、条例ごとに上程してこそ、議会の正確な意見が表明できます。
そこで、議案に対しては、まず、特別職と職員の期末手当の引き下げは賛成するものです。あっ、特別職と、議員の期末手当の引き下げは賛成するものです。しかし、町職員の給与とボーナスの引き下げは、1人当たり平均で約10万円という規模の減収を町職員に押し付ける内容となっています。町職員は、昨年も大幅に給与の削減をされた上、災害救助の時間外手当も返上したわけです。更なる引き下げは、佐用町の地域経済にも、当然、大きな影響を与えるものです。
新温泉町議会で議論されたように、今回の人事院勧告を鵜呑みにして良いのかという意見は、正論です。また、重大な問題は、職員組合との合意が不十分であるということが明らかだと思います。労使間の合意のない賃金引下げ提案には賛成できません。
以上の理由で本議案に反対します。

議長（矢内作夫君） 次に、賛成討論の方ありますか。ありませんね。ないようですので、

これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 90 号を採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。

議案第 90 号を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） 挙手、多数です。よって議案第 90 号、佐用町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議長（矢内作夫君） 以上で本日の日程は終了をいたしました。

お諮りをいたします。今期臨時会に付議されました案件は、終了しましたので、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、第 38 回佐用町議会臨時会はこれをもって閉会をいたします。

閉会に当たりまして、一言だけごあいさつをさせていただきます。

今日は、非常に熱心に議論していただきました。私も、各議員さんの言われることもっともだというふうに思います。少なくとも、今後、議員各位のところに職員から問題が回ってくるというようなことだけは、ないような形での提案をひとつお願いをしたいというふうに思っております。

まあ、大変寒くなりました。そして、6日から、また、12月の6日から12月議会、始まるわけですけれども、議員の皆様方には、健康に十分ご留意いただきまして、それぞれの立場で、ひとつご活躍をいただき、6日には、元気な形で、またよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

本日は、本当にありがとうございました。

それでは、町長、一言お願ひします。

町長（庵道典章君） どうもありがとうございました。今日は、臨時議会ということでしたので、いよいよ来月6日からは、12月の議会が、開会が予定されております。たくさん、また、提案もさせていただきますけれども、引き続き、どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

議長（矢内作夫君） それでは、散会します。

午前 10 時 41 分 閉会